

平成 23 年 1 月 25 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都中央区日本橋三丁目 3 番 11 号  
スタートプロシード投資法人  
代表者名 執行役員 平出 和也  
(コード番号:8979)  
資産運用会社名  
スタートアセットマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役 平出 和也  
問合せ先 管理部長 松田 繁  
TEL. 03-6202-0856

### 資産運用会社における運用ガイドラインの変更に関するお知らせ

スタートプロシード投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が資産の運用を委託するスタートアセットマネジメント株式会社(以下「資産運用会社」といいます。)は、本日開催の取締役会において、社内規程である運用ガイドラインを変更することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 運用ガイドラインの変更の理由

- (1) 平成 23 年 1 月 19 日開催の本投資法人の第 4 回投資主総会において決議された本投資法人の規約(以下「規約」といいます。)の変更にもとない、規約との平仄を合わせるための変更を行いました(規約変更の詳細につきましては、平成 22 年 12 月 15 日付「規約変更及び役員選任に関するお知らせ」をご参照ください。)
- (2) その他、用語・文言の修正、記載の明確化を図りました。

#### 2. 運用ガイドラインの変更内容の詳細

変更内容の詳細は別紙資料のとおりです。

以 上

【別紙】

\* 資産運用会社「運用ガイドライン」

(注) 変更前・変更後ともに、変更のある条文のみ記載しており、それ以外の条文に関しては記載を省略しています。なお、下線部は変更箇所を示しています。

変 更 前	変 更 後
<p>第 4 条 (業務運営の基本原則)</p> <p>社員は、運用業務の実施に際しては、金融商品取引法(昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号、その後の改正を含む。以下「金商法」という。)、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年 6 月 4 日法律第 198 号、その後の改正を含む。以下「投信法」という。)及び関連する法律、施行令、施行規則並びに株式会社ジャスダック証券取引所以下「<u>ジャスダック証券取引所</u>」という。)上場基準、社団法人投資信託協会(以下「投資信託協会」という。)の自主規制ルール等の諸規則を遵守して業務を遂行しなければならない。この他業務運営の細目については、運用資産運用管理規程において定めるものとする。</p> <p>第 5 条 (投資法人の資産運用の基本方針)</p> <p>当社は、本投資法人の資産運用の基本方針として、中長期にわたり、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指し、主として第 6 条に規定する特定資産に投資して運用を行うことにより、投資主価値の最大化を目的として、安定的なファンド運営と確実な成長を目指すものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 6 条 (資産運用の対象)</p> <p>当社は、主として以下に掲げる特定資産(投信法第 2 条第 1 項に掲げる資産をいう。以下同じ。)の運用</p>	<p>第 4 条 (業務運営の基本原則)</p> <p>社員は、運用業務の実施に際しては、金融商品取引法(昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号、その後の改正を含む。以下「金商法」という。)、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年 6 月 4 日法律第 198 号、その後の改正を含む。以下「投信法」という。)及び関連する法律、施行令、施行規則並びに株式会社東京証券取引所(以下「<u>東京証券取引所</u>」という。)上場基準、社団法人投資信託協会(以下「投資信託協会」という。)の自主規制ルール等の諸規則を遵守して業務を遂行しなければならない。この他業務運営の細目については、運用資産運用管理規程において定めるものとする。</p> <p>第 5 条 (投資法人の資産運用の基本方針)</p> <p>当社は、本投資法人の資産運用の基本方針として、中長期にわたり、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指し、主として第 7 条に規定する特定資産に投資して運用を行うことにより、投資主価値の最大化を目的として、安定的なファンド運営と確実な成長を目指すものとする。</p> <p>第 6 条 (投資法人の資産における構成比)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>当社が本投資法人を代理して取得する特定資産(投信法第 2 条第 1 項に掲げる資産をいう。以下同じ。)においては、特定不動産(不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。)の価額の合計額を本投資法人の有する特定資産の価額の合計額で除した比率を 100 分の 75 以上とする。</u></li> <li>2. <u>本投資法人の有する資産の総額のうちを占める不動産等(不動産(投資法人の計算に関する規則(平成 18 年内閣府令第 47 号、その後の改正を含む。以下「投資法人計算規則」という。)第 37 条第 3 号第 2 号イ、ロ及びホに掲げる資産をいう。以下本号において同じ。)、不動産の賃借権、同号へに掲げる資産、地上権及び地役権並びにこれらの資産を信託する信託の受益権をいう。)の価額の割合を 100 分の 70 以上とする。</u></li> </ol> <p>第 7 条 (資産運用の対象)</p> <p>当社は、主として以下に掲げる特定資産の運用を行う。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>を行う。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) 次に掲げるものを信託する信託の受益権 (記載省略) (記載省略) <u>地上権及び土地の賃借権</u></p> <p>(5) (記載省略)</p> <p>(6) (記載省略)</p> <p>(7) (記載省略)</p> <p><u>第 7 条(投資法人の有する特定資産に占める特定不動産の割合)</u> 当社が本投資法人を代理して取得する特定資産においては、特定不動産(不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。)の価額の合計額を本投資法人の有する特定資産の価額の合計額で除した比率を 100 分の 75 以上とする。</p> <p>第 15 条(取得方針) 運用資産の取得は、第 6 条に定める特定資産のうち、以下に掲げる基準に合致したものを取得する。 (以下、記載省略)</p> <p>第 44 条(主要投資対象以外の特定資産) 当社は、第 6 条に掲げる特定資産の他、余剰資金の効率的な運用に資するため、次に掲げる特定資産により運用を行うことができる。</p> <p>(1) ~ (13) (記載省略)</p> <p>(14) 有価証券(第 6 条及び上記第(1)号ないし第(13)号に該当するものを除く。)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>第 45 条(主要投資対象の特定資産に付随する資産) 当社は、第 5 条に定める資産運用方針の基本方針のために必要もしくは有用と認められる場合に限り以下に掲げる第 6 条の特定資産に付随する資産に投資できるものとする。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(4) <u>動産(民法(明治 29 年法律第 89 号、その後の改正を含む。以下「民法」という。))で規定されるものうち、設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に附加されたものをいう。)</u></p>	<p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) 次に掲げるものを信託する信託の受益権 (現行のとおり) (現行のとおり) <u>不動産の賃借権及び地上権</u></p> <p>(5) (現行のとおり)</p> <p>(6) (現行のとおり)</p> <p>(7) (現行のとおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第 15 条(取得方針) 運用資産の取得は、第 7 条に定める特定資産のうち、以下に掲げる基準に合致したものを取得する。 (以下、現行のとおり)</p> <p>第 44 条(主要投資対象以外の特定資産) 当社は、第 7 条に掲げる特定資産の他、余剰資金の効率的な運用に資するため、次に掲げる特定資産により運用を行うことができる。</p> <p>(1) ~ (13) (現行のとおり)</p> <p>(14) 有価証券(第 7 条及び上記第(1)号ないし第(13)号に該当するものを除く。)</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>第 45 条(主要投資対象の特定資産に付随する資産) 当社は、第 5 条に定める資産運用方針の基本方針のために必要もしくは有用と認められる場合に限り以下に掲げる第 7 条の特定資産に付随する資産に投資できるものとする。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) <u>民法(明治 29 年法律第 89 号、その後の改正を含む。以下「民法」という。))第 280 条に規定される地役権)</u></p> <p>(5) <u>動産(民法で規定されるものうち、設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に附加されたものをいう。)</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>(5) 上記第 1 号乃至第 4 号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(6) 資産流動化法第 2 条第 6 項に規定する特定出資</p> <p>(7) 民法第 667 条に規定される組合の出資持分（不動産、不動産の賃借権及び地上権を出資することにより設立され、その賃貸・運営・管理等を目的としたものに限る。）</p> <p>(8) 各種保険契約に係る権利（不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等への投資に係るリスクを軽減することを目的とする場合に限る。）</p> <p>(9) 不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に付随して取得するその他の権利</p> <p>第 48 条 (情報開示方針)</p> <p>1. 本投資法人の情報の開示に際しては、投信法、金商法、<u>ジャスダック証券取引所</u>、投資信託協会等が要請する内容及び様式に従って、適切に開示を行うものとする。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>第 49 条 (利害関係人取引)</p> <p>4. (記載省略)</p> <p>5. (記載省略)</p> <p>6. 第 1 項において利害関係人等とは、以下に定める者をいう。</p> <p>(1) <u>投資法人の計算に関する規則(平成 18 年内閣府令第 47 号、その後改正を含む。)</u>第 67 条第 4 項に規定される本投資法人の関連当事者に該当する者</p> <p>(2) ~ (4) (記載省略)</p>	<p>(6) 上記第 1 号乃至第 5 号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(7) 資産流動化法第 2 条第 6 項に規定する特定出資</p> <p>(8) 民法第 667 条に規定される組合の出資持分（不動産、不動産の賃借権及び地上権を出資することにより設立され、その賃貸・運営・管理等を目的としたものに限る。）</p> <p>(9) 各種保険契約に係る権利（不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等への投資に係るリスクを軽減することを目的とする場合に限る。）</p> <p>(10) 不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に付随して取得するその他の権利</p> <p>第 48 条 (情報開示方針)</p> <p>1. 本投資法人の情報の開示に際しては、投信法、金商法、<u>東京証券取引所</u>、投資信託協会等が要請する内容及び様式に従って、適切に開示を行うものとする。</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>第 49 条 (利害関係人取引)</p> <p>4. (現行のとおり)</p> <p>5. (現行のとおり)</p> <p>6. 第 1 項において利害関係人等とは、以下に定める者をいう。</p> <p>(1) 投資法人計算規則第 67 条第 4 項に規定される本投資法人の関連当事者に該当する者</p> <p>(2) ~ (4) (現行のとおり)</p>

以上